

⑤総合評価落札方式における「事後評価・同時提出タイプ」の拡大について

事後評価・同時提出タイプとは

- ・国は、平成24年3月に高知県内で発生した官製談合事件を契機に、分任官発注の施工能力評価型で入札書と技術資料の同時提出の試行を開始した。
- ・仮に技術資料の点数が漏洩しても、既に入札書は提出されているため、入札額の調整ができないなどの官製談合防止の効果があり、事務負担軽減と併せて、本県においても平成28年度から施工能力型で導入している。
- ・手順としては、開札後に、入札参加者が提出した技術資料（自己審査表）と応札額から仮の順位を決定し、上位の業者から審査し、不備がなければ落札者の仮決定を行うもの（仮落札者以外の資格審査結果や評価値等は参考として取り扱う）

技術提案型等への事後評価タイプの適用について

開札前に事前に審査を行うため、入札書の投函前に、入札参加者名や技術提案を含む参加者の得点が漏洩するなどの様々なリスクが考えられることから、情報漏洩対策の強化が必要。



○施工能力型で導入している「事後評価・同時提出タイプ」を以下に拡大（高度技術提案型は除く）

- ・技術提案型
- ・施工計画1型
- ・設計業務委託（簡易型・特別簡易型）

○技術提案等の審査は従来通りとする。

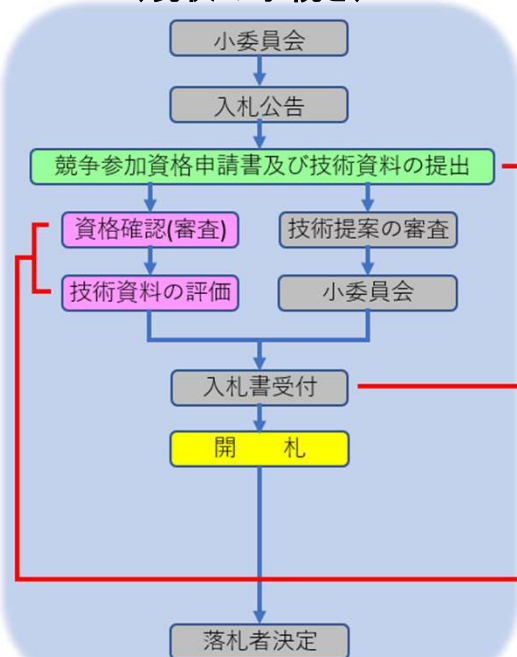
【事後評価のメリット】

- ・配置予定技術者の拘束日数の短縮

【漏洩防止に係る取り組み】

- ・企業名のマスキングの徹底
- ・審査書類の厳重管理
- ・審査書類の回収徹底
- ・企業名アルファベットの突合確認

（現状の手続き）

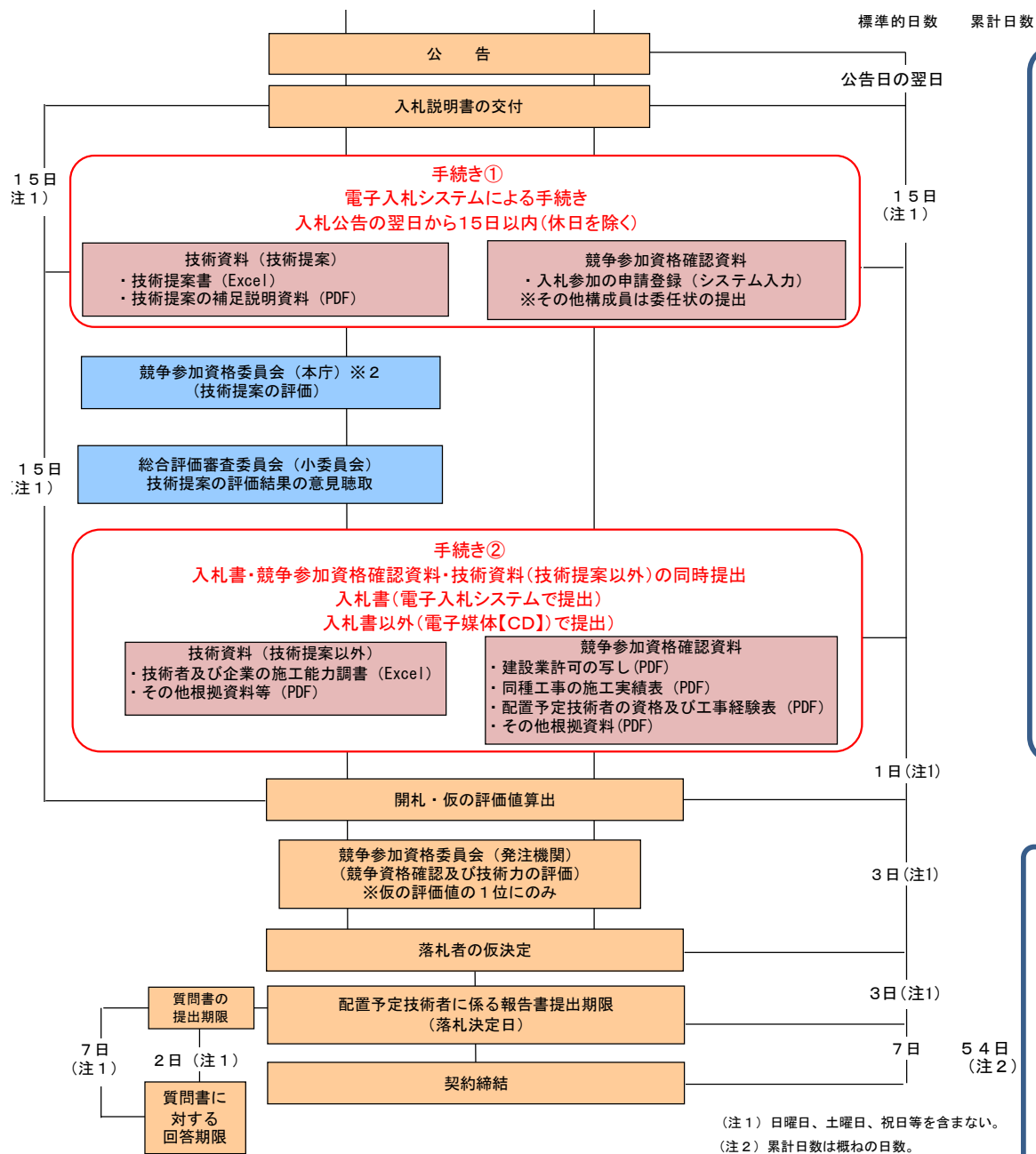


（変更の手続き）



⑤総合評価落札方式における「事後評価・同時提出タイプ」の拡大について

事後評価タイプの拡大に伴い、技術提案型、施工計画型、施工能力型の競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料の提出方法を以下のとおり変更する。



手続き①（電子入札システムによる申請手続き）

○競争参加資格確認申請書の提出期限

技術提案型	施工計画型	施工能力型
公告日の翌日から15日～20日以内	公告日の翌日から7日以内	

○競争参加資格確認申請書として提出する資料

技術提案型	施工計画型	施工能力型
競争参加資格確認申請書	競争参加資格確認申請書	競争参加資格確認申請書
技術提案書 (Excel) 補足説明資料 (PDF)	施工計画書 (Excel)	—

○競争参加資格確認申請書の提出方法

電子入札システムにより申請する

※技術提案書等の添付ファイルの容量が3MBをこえる場合は、電子媒体（CD-R）による提出も可とする。
この場合、電子媒体で提出する旨の通知を、申請書に添付すること（様式自由）

手続き②（入札書等の同時提出）

電子媒体（CD-R）で競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料を提出

競争参加資格の確認資料	総合評価に関する技術資料
<ul style="list-style-type: none"> 企業の施工実績 配置予定技術者等の資格及び工事経験表 建設業許可の写し その他添付資料 	<ul style="list-style-type: none"> 技術者及び企業の施工能力調書 その他添付資料